

1. 商品名	カーライフプランWEB完結型（しんきん保証基金保証付）
2. ご利用いただける方	次の項目にすべて該当し、しんきん保証基金の保証を受けられる方 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方 ・申込時年齢が満20歳以上で安定継続した収入のある方 ・当金庫に普通預金口座（返済用口座）を保有している方 ・日本国籍を有し、運転免許証またはパスポートを保有している方
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人またはご家族（配偶者、親、子、孫）が使用する自家用車、オートバイ（原動機付自転車含む）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の資金で、融資実行日に支払先へ振込できるもの（振込手数料はお客さま負担となります）。 ①購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可） ②車検・修理費用 ③パーツ・オプションの購入・取付費用 ④自動車保険費用 ⑤運転免許取得費用 ⑥車庫設置費用 ⑦電気自動車用充電設備の購入・設備費用 <p>（注）次のいずれかに該当するものは対象になりません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借換資金 ・事業性資金 ・個人間売買による購入費用 ・支払先が申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業となる資金
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上、最高1,000万円 ※しんきん保証基金付融資の合計が3,000万円を超えることはできません。
5. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヵ月以上15年以内
6. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済とし、ボーナス併用返済もできます。（ただし、ボーナス返済部分は貸付額の50%を限度とします。）
7. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型とし、当金庫短期プライムレート及び市場金利を指標として当金庫が独自で定めた金利とします。 ・お借入後の金利は、当金庫短期プライムレートが改定される都度、改定幅をもって見直しを行い、改定日の翌日以降最初に到来する利払日の翌日から新利率が適用されます。
8. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金の保証付ですので、原則として担保・保証人とも必要ありません。保証料はご融資金利に含まれております。
9. ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ・正式なお申込み手続きの際にご用意いただくものです。 ①運転免許証、パスポートのいずれか ②公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書等の年収を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ※お申込金額が100万円以下の場合、年収確認書類は不要です。 ③見積書、注文書、請求書等の資金用途を確認できる書類
10. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・条件変更、一部繰上返済手数料として1回につき3,300円（消費税込みを、また期限前繰上完済の場合は3,300円（消費税込み）を当金庫にお支払いいただきます。

<p>11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。 • 上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。
<p>12. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • お申し込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、現在のご融資利率やご返済額の試算、その他詳細につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。